

東大阪市設計・施工一括発注方式に係る予定価格等の取扱い及び設定に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、設計・施工一括発注方式（設計から工事までを一括で発注する方式）により発注する工事における予定価格の取扱い及び調査基準価格等を設定するにあたり、特に定める必要がある事項を規定する。

(予定価格)

第2条 設計提案を伴う設計・施工一括発注方式の予定価格は、原則事前公表とする。

(調査基準価格)

第3条 工事請負部分に係る調査基準価格の算出は、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額（税抜き金額）に次の各号の率を乗じた額の合計額とする。ただし、算出した額が、予定価格の90%を超える場合または70%に満たない場合は、それぞれ予定価格の90%または70%の額とする。

- (1) 直接工事費額 95%
- (2) 共通仮設費額 90%
- (3) 現場管理費額 90%
- (4) 一般管理費額 55%

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、入札ごとに予定価格（税抜き金額）の70%から90%までの範囲内で市長が定める。

3 設計業務等委託部分に係る調査基準価格の算出は、次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額（税抜き金額）とする。ただし、算出した額が、予定価格の80%を超える場合または60%に満たない場合は、それぞれ予定価格の80%または60%の額とする。

業種区分	①	②	③	④
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

4 前項に掲げる算定方法によることが適當でないと認められる契約については、入札ごとに予定価格の60%から80%までの範囲内で市長が定める。

5 第1項または第2項により算出した額及び第3項または第4項により算出した額の合計額にランダム係数を乗じた額を調査基準価格として設定する。

6 調査基準価格は、事後公表とする。

(失格基準価格)

第4条 工事請負部分に係る失格基準価格の算出は、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額（税抜き金額）に次の各号の率を乗じた額の合計額とする。

- (1) 直接工事費額 75%
- (2) 共通仮設費額 70%
- (3) 現場管理費額 70%
- (4) 一般管理費額 30%

2 対象工事の性質上、前項により難い場合は、入札ごとに予定価格（税抜き金額）の90%以下の範囲内で市長が定める。

3 設計業務等委託部分に係る失格基準価格の算出は、予定価格に60%を乗じた額とする。

4 第1項又は第2項により算出した額及び第3項により算出した額の合計額にランダム係数を乗じた額を失格基準価格として設定する。

5 失格基準価格は、事後公表とする。

(その他)

第5条 設計・施工一括発注方式に係る予定価格等の取扱い及び設定については、東大阪市建設工事総合評価一般競争入札実施要綱および東大阪市低入札価格調査制度実施要綱の規定に関わらず、この基準の定めるところとする。

附 則

この基準は、令和2年6月30日から施行する。